鳥取県補助金等審査会（中山間地域等振興関係事業審査会）運営要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、 鳥取県補助金等審査会（中山間地域等振興関係事業審査会）（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

（審査する事項）

第２条　審査会は、次の各号に掲げる事項について審査するものとする。

（１）中山間地域及びまちなか振興に係る次に掲げる補助事業の採択に関する事項

ア　みんなで取り組む将来に向けた活力促進事業（地域遊休施設等活用支援事業）

イ　鳥取県中山間地域買物支援事業（買い物支援事業（移動販売車等導入助成））

ウ　鳥取県まちなか暮らし総合支援事業（買い物弱者対策事業（店舗改装・移動販売車導入等支援）、まちなか遊休施設活用事業）

（２）一般財団法人自治総合センターが実施するコミュニティセンター助成事業の順位付けに関する事項

（組織）

第３条　審査会は、５名以内の委員をもって組織する。

（委員）

第４条　委員は、その審査する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

２　委員の任期は、任命の日から任命の日の属する年度の翌年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長）

第５条　審査会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員（委員長が定まる前にあっては、輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局長（以下「中山間・地域振興局長」という。））が、その職務を代理する。

（会議）

第６条　審査会の会議は、委員長（委員長が定まる前にあっては輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課長）が招集し、委員長がその議長となる。

２　審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

４　議長は、必要と認めるときは、関係市町村の職員等を審査会に立会させることができる。

（除斥）

第７条　委員は、直接利害関係のある審査に参加することはできない。

２　委員は、利害関係があるときは、あらかじめ、委員長に申し出るものとする。

（審査方法）

第８条　委員は、申請された事業計画書について、プレゼンテーション又は書面により、別表に定める審査基準等に従い審査するものとする。

２　委員長は、前項の審査結果について、中山間・地域振興局長へ報告するものとする。

（結果の連絡等）

第９条　中山間・地域振興局長は、前条の審査結果を踏まえ、事業採択の可否又は順位付けについて判断するとともに、第２条第２号に係る審査を除き、その結果を申請者に文書で通知することとする。

（庶務）

第１０条　審査会の庶務は、輝く鳥取創造本部中山間・地域振興局人口減少社会対策課において行う。

（委員の秘密保持義務）

第１１条　委員は、審査の過程で知り得た団体等の秘密を厳守するとともに、正当な理由がなく、これを自己の利益のために利用してはならない。委員の任期終了後においても同様とする。

（その他）

第１２条　この要綱に定めるもののほか、審査会の運営に必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２５年１０月１１日から施行する。

（鳥取県みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業審査会設置要綱等の廃止）

２　鳥取県みんなで支え合う中山間地域づくり総合支援事業審査会設置要綱（平成２４年５月１７日鳥取県企画部長通知）、小規模高齢化集落応援事業審査会設置要綱（平成２４年７月２４日鳥取県企画部地域づくり支援局長通知）、鳥取県まちなか暮らし総合支援事業審査要領（平成２５年４月１日鳥取県地域振興部長通知）、とっとり暮らし定住促進モデル推進事業審査会設置要綱（平成２５年４月２４日鳥取県地域振興部とっとり暮らし支援課長通知）は、廃止する。

　　　附　則

　この要綱は、平成２５年１１月１８日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２５年１２月２５日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２６年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２７年１１月２０日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成２９年５月１日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年４月１３日から施行する。

附　則

　この要綱は、平成３０年５月１４日から施行する。

附　則

　この要綱は、令和元年７月５日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年５月９日から施行する。

附　則

この要綱は、令和５年７月２８日から施行する。

別表（第７条関係）

１　中山間地域・まちなか振興事業（第２条第１号）

（１）審査基準

ア　社会貢献性・事業の必要性

・事業が地域課題解決に寄与する取組であるか。

・地域にとって必要な事業であるか。

イ　事業開始の実現性

・資金調達（自己資金）の確保等の資金計画が妥当か。

・必要な人材の確保ができているか（見込みがあるか）。

・地域の要望、ニーズ（調査等）に基づいた取組であるか。

・事業実施に向けたスケジュールが妥当か。

ウ　事業の今後の継続性等

・年次別収支計画は実現性のある計画となっているか（顧客数、各単価等、活動計画、人材確保等）。

エ　地域への貢献度（（ア）～（ウ）を総合的に勘案して採点）

（ア）社会貢献性（事業によるもの以外）

見守り活動を実施するなど経済効果以外の社会貢献性が期待できるか。

（イ）地域経済への貢献度

地域の雇用促進、地域資源等の活用等が図られるか。

（ウ）他地域への波及効果、独創性・先駆性

モデル性が高く、他地域での波及効果が期待できるか、又は既存のサービス提供手法と比較して優れているか。

（２）採点基準

委員は、（１）の審査基準のアからエの各項目について、以下の基準で採点（各５点、計２０点満点）を行う。

・優れている、可能性が高い、効果がある････４又は５点

・採択事業としてのレベルを有している ･････３点

・事業計画の見直しが必要･･････････････････１又は２点

・採択事業としてのレベルを有していない････０点

（３）順位付けの方法

ア　各計画の順位付けは、原則として委員の合計点数の平均点（小数点第１位までとし、第２位以下は四捨五入する。以下「平均点数」という。）の高い順とする。

イ　平均点数が同点の場合は、合計点数で判断するが、合計点数も同点の場合には、委員が協議して順位を付けることとする。

（４）採択方法

ア　審査会で採点された平均点数が１２点以上の計画のうち、予算の範囲内で上位の計画を採択することとする。

イ　アにより採択した後、予算に余裕がある場合は、平均点数が１０点以上１２点未満の計画について採択するかどうか中山間・地域振興局長が判断することとする。

ウ　審査会で採点された平均点数が１０点未満の計画は不採択とする。

２　コミュニティセンター助成事業（第２条第２号）

（１）審査基準

ア　事業効果

本事業を行うことにより、コミュニティ活動が活発化されるものを優先する。

・新規の活動が実施されるなどコミュニティ活動が活発化されるか。

・子ども、高齢者、障害者など誰でも気軽に利用できる施設か。（バリアフリー化など）

イ　コミュニティ活動状況・意欲度

地域住民のコミュニティづくりの意欲が高いものを優先する。

・概ね過去２年以内に新たな活動を実施するなど、コミュニティ活動が活発に行われているか。

・定例的な行事のみでなく、新規の活動を実施しているなどコミュニティ活動の活発化に意欲的か。

ウ　コミュニティセンター建設に関する総意

地域住民により十分な討議が行われ計画された、コミュニティセンターの建設を優先する。

・地域の様々な団体・組織の意見が入っているか。

（２）採点基準

委員は、（１）のアからウの各項目について、以下の基準で採点（計５０点満点）を行う。

ア　事業効果（２５点満点）

・誰でも気軽に利用でき、新たな活動が実施されるなど

コミュニティ活動の活発化が大いに図られる････････２０点又は２５点

・ある程度図られる････････････････････････････････１５点

・あまり図られない････････････････････････････････１０点

・全く期待できない････････････････････････････････　０点

イ　コミュニティ活動状況・意欲度（１５点満点）

・地域活性化活動などを積極的に実施しており概ね過去

２年のうちに新たな活動も実施した････････････････１５点

・定例的な活動（主に総事）のみでなく地域活性化活動

なども実施している･･････････････････････････････１０点

・定例的な活動（主に総事）のみの活動･･････････････　５点

・活動があまり活発でなく、意欲的とは言えない･･････　０点

ウ　コミュニティセンター建設に関する総意（１０点満点）

・意見交換が行われ、意見が反映されている･･････････１０点

・意見交換はされているが意見が反映されていない････　５点

・意見交換がされていない･･････････････････････････　０点

（３）順位付けの方法

ア　計画の順位付けは、原則として委員の合計点数の高い順とする。

イ　合計点数が同点の場合は、委員が協議して順位を付けることとする。